平成３０年（フ）第２９２号
千葉県野田市尾崎805番地の18（アリス野田103号）
債務者　渡邉功こと　渡辺　　功
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３２４号
千葉県松戸市大橋858番地の13
債務者　倉林　弘美（旧姓城所）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第８号
奈良県吉野郡下市町大字阿知賀1081番地の２小西団地　404号
債務者　吉岡ヨシ子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成３０年（フ）第２３８号
千葉県柏市宿連寺229番地２　北柏グレースマンションＡ―405号
債務者　冨田　陽子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２７３号
千葉県松戸市松戸2265番地　旭ケ丘コーポ203号
債務者　山内　夏穂
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２８５号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町156番地　蔵元ビル207号
債務者　小菅　幸江
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２８６号
千葉県松戸市上本郷364番地の３　アクティ北松戸２―911号
債務者　菅原　律子（旧姓沖山）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２０号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲3243番地
債務者　濵田　博之
1　決定年月日時　平成30年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１１４号
沖縄県那覇市字安謝37番地３　２階
債務者　千葉かすみ
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３２号
栃木県佐野市堀米町１番地１　ハイツスカイ203号室、前住所栃木県佐野市免鳥町472番地阿久津アパート
債務者　藤本　和也
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第３０９４号
東京都北区浮間３丁目４－５―503
債務者　河野　廣己
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０９８号
東京都足立区大谷田１丁目１－９―904
債務者　石飛　良二
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１０１号
東京都江戸川区篠崎町３丁目３－４―801
債務者　円子ひとみ
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１２７号
東京都東大和市仲原４丁目20―13―102
債務者　山田　　守
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１３４号
東京都調布市国領町４丁目８－１―402
債務者　田口　　洋
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１４１号
東京都板橋区板橋３丁目42―３―201
債務者　森永　浩司
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１４３号
東京都杉並区高井戸東３丁目18―５　フラット高井戸東　102
債務者　前田　　進
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部